

## 令和8年第1回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和8年1月21日（水）午後3時00分  
 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2・3  
 3 委 員 農業委員 19名  
     農地利用最適化推進委員 18名  
 4 出席した農業委員 17名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
		8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 2名

7番委員	庄司 遼	17番委員	手代木 久司		

欠席した農地利用最適化推進委員 0名


- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	副主幹	星 圭一郎
主事	三崎 由香里				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子 唯杜				

議長（会長）	只今より、会津若松市農業委員会令和8年第1回総会を開会いたします。本日、出席の農業委員は17名であります。定足数に達しております。また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。次に、本日の会議日程について申し上げます。日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員8番、二瓶正貴 委員、同じく9番、多田善信 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 (※議員参与の制限により退席1名) 農業委員 長谷川 泰道 委員
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。まず、高野班担当委員より1番と2番について報告願います。
（農業委員4番） 春日部 一視 委員	農業委員4番、春日部より、議案第1号の1番と2番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。1番の案件は、農地者への売買による所有権の移転について、2番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。なお、現地調査は、1月18日午前9時から、高野班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、大戸班担当委員より3番について報告願います。
（農業委員2番） 大竹 吉弘 委員	農業委員2番、大竹より、議案第1号の3番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。3番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。

	<p>なお、現地調査は、1月10日午後2時から、大戸班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>次に、荒井班担当委員より4番から6番について報告願います。</p> <p>農業委員5番、荒井より、議案第1号の4番から6番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>4番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。また、5番と6番の案件は、農地所有適格法人への賃借権の設定について欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、1月14日午後2時から、荒井班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>次に、日橋班担当委員より7番から9番について報告願います。</p> <p>農業委員8番、二瓶より、議案第1号の7番から9番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>7番の案件は、農地所有適格法人への賃借権の設定について、8番と9番の案件は、農地所有適格法人への売買による所有権の移転について、欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、1月15日午後1時から、日橋班委員3名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>最後に、堂島班担当委員より10番と11番について報告願います。</p> <p>推進委員10番、高橋より、議案第1号の10番と11番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>10番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。また、11番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、1月16日午後2時から、堂島班委員3名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p> <p>それではお諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。</p>

	<p>よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 (退席した委員が入室)</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の19ページをお開きください。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、湊班担当委員と農地部との合同調査となっておりますので、農地部長から調査報告を求めます。</p>
(農地部長) 折笠 康裕 委員	<p>農地部より、議案2号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、墓地一式の整備を計画するものです。</p>
	<p>農地区分は、第2種農地の「その他」に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、1月19日午前10時から、農地部3名、湊班委員3名、事務局2名の計8名で実施した経過にあり、都市計画法・農振法は手続き不要、土地改良区は協議済みで、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の21ページをお開きください。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について であります、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとすると規定されており、令和7年12月24日付け、7農政第1333号にて会津若松市長より意見を求められております。</p>

	<p>詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>次に、農政部の詳細説明を求めます。</p>
農政部農政課	<p>農政課の兼子と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第45号、農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>1月総会の案件は農地中間管理権の新規設定が8件、再設定が2件となり、対象となる地域計画のエリアは4地区です。</p> <p>22ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。エリアの内訳につきましては、堂島地区、館ノ内地区、荒井地区、大戸地区になります。</p> <p>続きまして25ページをご覧ください。農地中間管理権の再設定となります。エリアの内訳につきましては、荒井地区になります。詳細の内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。</p> <p>それでは、大戸班、荒井班、館ノ内班、堂島班において事前の確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。</p> <p>（意見ありの声あり）</p>
議長（会長）	<p>はい。農業委員5番、荒井委員。</p>
（農業委員5番） 荒井 重隆 委員	<p>要件を満たさないことはないんですが、この賃借権の設定にあたって、用水路の管理並びに畦畔の除草を条件に入れて、管理できない場合は、この契約を破棄するっていうような条項を入れることはできますか。どうでしょうか。</p>
農政部農政課	<p>ちょっと私の方で、今すぐお答えできる内容ではないので、のちほど確認次第、回答したいと思います。</p>
（農業委員5番） 荒井 重隆 委員	<p>それでは続けますが、それをいつまでやっていただくかは、わかりませんが、今回のこの意見につきましては、北会津の農地利用最適化推進委員並びに農業委員の全員一致の意見であります。それがないと、例えばこれから沢山借りる方、規模が大きい人が借りても用水の管理が出来ないと困るわけですよ。専権事項だから、私たちがそこについて、何にも話しがることができない。</p> <p>それは困るから、これからこの条件について、用水路の管理並びに畦畔の草刈りは、ちゃんと行うことと、それが出来ない場合は、条件をこの貸し借りについては破棄するという事で、チェック項目に一筆入れていただければ、非常に我々としてもありがたい。</p> <p>また、担当した人の名前も入れておいていただくと非常にありがたいです。そうすると、直接その人と喋れる。無記名のままだと、農政部の誰と話をすればいいのかわからなくなってしまいますから、責任もなくなりますよね。農業委員も名前が入ったら、責任を持たなければならない。いつまでの回答になるか、わかりませんがよろしくお願ひします。</p>
農業委員会事務局	<p>荒井委員ご指摘ありがとうございます。荒井委員おっしゃるような懸念事</p>

	<p>項というのは、今回の案件のみならず、全市的な課題になる。これは、間違いないと認識しているところです。</p> <p>ただ1点、本日まずお願いしたいのは、基本冒頭、荒井委員からご指摘ございましたように、貸し付け相手先としての要件は、認めないことはないというお話をいただきましたので、まず本日の計画につきましては、一旦議決はお願いしたいというのが、事務局からの改めてのご提案でございます。</p> <p>その後、貸付相手先として不適切な行為、管理不足等々が散見される場合についての対応については、改めて農政部と農業委員会事務局で協議した上で、委員の皆様方にどのような形で指導を促していくかという部分、望ましい方向性について、お示し出来るように対応させていただきたいと思いますので、本日の案件については、御取り計らいをお願いしたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長。</p> <p>農業委員5番、荒井委員。</p> <p>今回出てきた北会津の案件については、そういう意見が村から上がっており、ここに名前が上がっている方が、実質管理がちゃんと行き届いてないということなので、今回はあえて、今の話をさせていただきました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。 他に、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p> <p>それではお諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、出席農業委員の方から、懸念事項が指摘された旨を文書の中に示した上で、異議ない旨の回答をしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>総会資料の26ページをお開きください。 議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図るため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することについて、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 次に、本件について、日橋班担当委員の調査報告を求めます。</p>
--	--

(農業委員8番) 二瓶 正貴 委員	<p>農業委員8番、二瓶より、議案第4号の1番について報告いたします。 申出の内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件は、地域計画において農業を担うものとして位置付けられる農業者へ農地を譲渡するため、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請しようとするものです。</p> <p>なお、1月17日午後4時から、日橋班委員3名が現地調査を実施した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>日橋班担当班委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請については、これを原案のとおり、決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請については、原案のとおり決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に報告に移ります。 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、 報告第4号、各種証明に係る交付事務については、一括して事務局から報告願います。</p>
農業委員会事務局	<p>それでは、一括して説明させていただきます。まず始めにですが、農業委員会処務規則に基づく案件を先に報告させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。これによりまして、報告の順番が前後しますので、ご理解いただければと思います。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の28ページをお開きください。 報告第1号、農地法第3条3の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。これらの13案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 次に、総会資料の30ページをお開きください。 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。書類審査の結果、受理相当と認めたものです。なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。 次に、総会資料の38ページをお開きください。 報告第4号、各種証明に係る交付事務についてであります。詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないこと</p>

農業委員会事務局	を確認できたことから、申請者に証明書の交付を行ったものであります。以上、報告第1号、第2号、第4号については、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。 次に、総会資料の36ページをお開きください。 報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてであります。詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、事業者との協議の結果、転用許可不要事業に該当することから、事業計画書を收受し、転用許可不要事業として取り扱う旨、報告するものです。 報告は以上です。
議長（会長）	報告第1号から4号については、報告の通りご了承をお願いします。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 (午後3時24分閉会を宣言する)

この議事録は、事実に相違ないことを認め、署名する。

令和8年1月23日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美  
農業委員8番 二 瓶 正 貴  
農業委員9番 多 田 善 信